

平成30年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成30年12月14日(金)

[委員会の概要]

原井委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

久山保健福祉部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願ひいたします。

原井委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、前回頂きました徳島県男女共同参画基本計画の中身について、お尋ねをしたいと思います。まず、この計画は、非常にたくさんの項目で、どれを取り上げても重要な問題ばかりだと思うんです。この基本計画策定済みの県内市町村は8市3町ということですから、今現在も同じでしょうか。今後の見通しはどうでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から、市町村の男女共同参画基本計画についての策定状況についての御質問がございました。この事前委員会で報告いたしました素案の1ページにおきまして、平成30年4月現在8市3町ということですが、この状況につきましては、現在も変わっておりません。今後、この県の男女共同参画基本計画を来年6月に策定する方向で今考えておきまして、またこの計画が策定できましたら、それぞれの市町村におきましても、周知等含めて、今後、策定依頼をしたいと考えております。

達田委員

市町村で直接市民の皆さんと関わって仕事をされておりますので、この部署があるかどうかというのがとても大事なことだし、やっぱり基本計画をきちんと持っているかどうかによって、部署が大事かどうかということで位置付けられていくと思いますので、是非、全ての市町村に基本計画を持っていただいて、そしてその担当の職員さんを置いていただけるよう、是非、取り組んでいただきたいと思います。義務ではないと思うんですけれ

ども、やっぱりそういう方向で努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

それぞれの市町村におきまして、担当の職員とか体制を充実して、それぞれの市町村でこの計画を策定していただくように取り組んではどうかという御質問だと思います。

毎年度、この男女共同参画の市町村の担当者会議等を開催しておりまして、毎年こういった計画の策定状況とか、それぞれの市町村の状況とか意見交換もさせていただく場も設けております。そういった場も踏まえまして、今、委員からお話がありましたように、それぞれの市町村で、小さい自治体になりますとなかなか職員数も少ないということで、この男女共同参画にかかわらず、いろんな業務も並行して持っているということもありまして、なかなか策定が難しいという所も確かにございますので、そういった場合にいろんな計画策定に向けた情報提供とか、あるいはそういう講師の紹介とか、いろんな側面的な支援を県でも心掛けまして、それぞれの市町村でこの策定が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

この男女共同参画というのはやっぱり意識的に取り組んでいかないと、後回しにされていく課題になってしまうんですね。ですから是非、その点配慮していただきたいと思えます。

この中身に入りますが、5ページ、第3章の基本方針、主要課題とその推進方策の中の主要課題1で女性の職業生活における活躍を推進するための支援ということで書かれているんですけども、この中で「少子高齢化とか人口減少が急速に進む本県においては急激な労働力不足が懸念されており、女性の活躍が大いに期待されているところです」と書いてあるんです。男女共同参画基本計画で、労働力不足だから女性の活躍が期待されているというのはちょっと私はおかしいと思うんですね。やっぱり男性であれ女性であれ人間として生まれてきて、自分の持っている能力を最大限に発揮して、人生を送っていくという、そういうために男女共同参画の考え方というのが必要ではないかと思うんですけども、労働力不足だから女性の方に働いてくださいよというのでは、また労働力が足りてきたら家庭へ帰ってくださいよということになっていってしまうわけですね。ですからこのところはもうちょっとお考えいただいて、女性であれ男性であれ、その持てる能力を最大限に生かして活躍できる社会を目指していくんだという、そういう立場に是非立っていただきたいと思いますと思うんですけども、ここはちょっと私はおかしいと思うんですけど、どうでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、素案の5ページの主要課題1、女性の職業生活における活躍を推進するための支援の部分で、「急激な労働力不足が懸念されており、女性の活躍が大いに期待されているところです」というところの記載が不適切ではないかという御質問でございました。

まず冒頭、男女共同参画社会というこの定義になるんですけども、これにおきまして

は、男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野において、公平にというか、共同して参画する機会を確保するものでございまして、そういった意味においては特にその労働力不足だからどうこうというふうなことではなくて、これは、長い歴史の中でずっと進められてきている施策でございます。ここに書かれているものにつきましては、この素案の基本方針1のうち主要課題の1から3につきましては、平成28年4月1日から全面施行されました女性活躍推進法に基づいて各都道府県が定めることとされました推進計画、女性の職業生活における活躍を推進する法律に基づいて、この計画を定めている部分でございます。ですから、そこでその背景としてこういった労働力不足というか人口の少子高齢化、それから人口減少社会に突入した中で最大の潜在力と言われる女性の活躍、これは当然それぞれの女性の希望に応じて、働きたいという希望を持っている方がそれぞれの状況に応じて活躍していただけるというふうなことをサポートする趣旨で作っている法律でございます。御理解いただけたらと思います。

達田委員

女性を労働力の調整弁にするような施策はしてほしくないと思っておりますので、やはりその点、もうちょっと気を付けて表現していただけたらなという思いがいたします。

それからその次のページなんですけども、女性の参画が少ない分野での活躍促進ということで書かれております。この中で、農林水産分野とか建設産業、スポーツの分野ということで書かれているんですけども、特に、農林水産分野、徳島県にとっては非常に大事な産業ですし、ここで女性が非常に大きな力を発揮していると思うんです。この農林水産分野でどういうふうなことに取り組むのかなというと、6次産業化とか、研修会とか各種交流会を開催し、というようなことを書いてあるんですけども、ここでの女性の地位がどうか、あるいは女性の経済的な状況とかはどうかということについては触れられていないんです。それは、どこかに書かれている所があるんでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、素案の5ページのところで、女性の参画が少ない分野での活躍促進の分野、特に農林水産分野での女性が活躍されている部分の、数字的なものという御質問ですが、申し訳ありませんが、そういった記載はございません。

達田委員

特に農林水産分野で、女性の地位そのものというのはあまり上がっていないと言われてるんですね。徐々に日本の女性の置かれている立場というのも少しずつ前進をしているけれども、そのような中で男女共同参画が思うように進んでいない分野があるんだということで、これも専門家から指摘をされておりますが、それが農林水産分野ということで、例えばこの国の男女共同参画白書を見てもと農業委員であるとか、JAの役員であるとか、そういうふうなところに女性が非常に少ないということが言われているんですけども、今現在、農業委員とかそういう割合というのは、県内の様子は分かりますか。

藤井男女参画・人権課長

今、女性の農業委員の登用の状況についての御質問がございました。農林水産部から頂いた資料で御報告させていただきますと、徳島県の数字といたしまして、平成29年の数字で女性割合が14.3パーセントと伺っております。全国での比較が11.8パーセントなので全国よりも高い比率であると認識しております。

達田委員

全国平均よりも高いとは言われますけれども、その大元が少ないんですよね、元々がね。それで、財産をどっちが持っているかということにも関わるので、なかなか役員には女性が入っていけないという面もありますけれども、やっぱりそういう意識そのものから変えていって、女性がどんどん農業分野での政策決定の場に参加できるというような状況を作っていかなければいけないのではないかなと思うんですけれども、その点はどういう取組をされているのでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

先ほどの農業委員の比率は申し上げたとおりなんですけれども、JAの役員に占める女性割合といったものについても、それを高めていくような目標も農林水産部のほうでは定められておりますので、そういったところで徐々にですが、そういう女性役員の比率も上がってきているものと伺っております。

達田委員

この方針は立てました。だけれども誰が進めていくのかということなんです。一つ一つ様々な項目が出されておりますけれども、じゃあ誰が責任を持ってこれを進めていくのかというのが、ちょっとよく分からないんですけれども、この計画の中で、どこをどう見たら、どこに責任があるのかが分かるのでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

男女共同参画をどのような形で進めていくかという御質問だと思うんですけれども、当然、男女共同参画の中心として所管している部局が県民環境部ということになります。素案を御覧になっていただいたとおり、やはり県庁全部局にまたがる施策を通じて、男女共同参画の理念の浸透というのを図っていくようになっております。

それで、どういった形で進めていくかということですが、まず県庁内におきましては、庁内組織ということで男女共同参画推進本部を組織しております。そこで関係部局の方々に参画いただいて、今回の素案についても内容を検討していただいております。県庁だけでなく、当然先ほどお話がありましたような各市町村においても、こういう計画を作っていただきたいと思っております。またその市町村におけるそれぞれの地域でもそういう普及啓発を図っていきたくも思っておりますし、また今回、素案の策定に当たりまして、県の審議会で男女共同参画会議というのがあるんですけれども、その会議の委員さんからも、やはりこういう計画を作った場合の周知啓発というのが非常に必要であって、特に企業のトップの方とか、そういった方への普及啓発が非常に重要であるというふうな御意見も頂いておりますので、また策定した際にはそういった所への普及啓発

もししっかり取り組んでいきたいと考えております。

達田委員

この計画の中で、例えば農林水産分野の中でも、女性の地位をどうやって向上させているかという、そういうところが見えないわけなんです。そこをしっかりと書き込んでいただかないと、ただ女性は6次産業化で頑張ってくださいよ、いろいろな製品考えてくださいよ、そういうことで終わってるわけですよ。ですからやっぱり根本である、女性の地位向上ということをきちんと入れて、どの分野においてもお互いに向上して、そして、男女共同参画の本当の意味での共同参画と言える社会になるように、是非取り組んでいただきたいと思います。というのは、この基本計画というのは、市町村でも参考にされると思いますので、県がこういうふうな状況では市町村も同じように、女性は労働力不足の時に働いてもらうんだ、農業だったら6次産業化でいろんな商品を生み出してもらうんだ、そういう部分にだけしか目を付けないようなことでは困りますので、是非その点、しっかりと基本計画にさせていただきたいと思います。

それから、男性の家事・育児・介護等への参画促進ということが10ページに書かれているんです。「男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活と円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに」うんぬんと書かれているんですが、男性が育児や家事に参加してくれると、これは理想的な社会ですよ。そうなっていったら本当にいいんですけども、今のような職場、毎日残業で、お父さんが帰ってくるのが遅いと、それから非常に非正規雇用が増えてお給料も安いと、そういう中で子育てもして、仕事も夜遅くまでしてでは体がもちませんよね。ということは、働き方の部分、働き方をどうするのかというところと密接に関わっている問題だと思うんですけども、ただ、家事・育児・介護等への参画促進と書かれているだけで、その背景が、男性がそういう方面に入っていける背景というのが保障されていないわけなんです。それはどのようにお考えなんでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

男性が家事とか育児に入っていけない背景についての御質問がございました。

その前に先ほどの農林関係の御質問の中で1点説明が不足しておりました所だけ、まず補足をさせていただきます。15ページの⑧、「農林水産関係団体における女性の役員・委員の任命、選出が、男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層推進します」という記載があることだけ申し添えます。

それで、今御質問のありました、男性が家事・育児に参画がなかなかしにくい背景というふうなことでございますが、国の基本計画におきましては、男女共同参画の推進のためには高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識ですとか、社会制度、慣行の見直しについて記載がなされております。具体的には、「働く場面においては勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされる男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児、介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっている。また、生活の場面においても、家事・育児・介護等における女性側の負担が大きく家庭以外の場所にお

ける女性の活躍が困難になる場合が多くなっている。他方、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど男性自身のキャリア形成にも重要な機会であるが、それを逃すことにもなっていた」というふうな記載もございます。

こうした背景ですとか、平成28年4月に全面施行されました女性活躍推進法、それから本年6月に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律等も踏まえまして、今後の対策といたしまして、素案の12ページから記載しております、主要課題の3の多様な働き方の創出による女性の活躍推進の部分におきましては、時間や場所にとられない柔軟な働き方であるテレワークの普及やフレックスタイムの導入、更に13ページに記載の長時間労働の是正や年次有給休暇の取得をはじめとする働き方改革の着実な推進に取り組みますとともに、素案の10ページに戻りますが、男性の家事・育児・介護等への参画促進ということで男女が共に家事や育児、介護等に参画できる社会の実現に向けて、各種の啓発を行うというふうにしておりまして、こうした取組を通じまして、男性女性それぞれの意思を尊重しながら、男女共同参画社会の推進に理解が深められるよう努めてまいりたいと考えております。

達田委員

長時間労働の是正とか確かに書いていただいているんですけども、実際にそれを社会の当たり前前の状況として作り上げていくのは、どこが責任を持ってやっていくのか。県でも市町村でも、どういう所でやっていくのかというのが問題ではないかと思うんです。

藤井男女参画・人権課長

長時間労働の是正に向けましては、県だけということではなくて、国、県、市町村それぞれ、当然、民間の企業等も含めて、全体として考えていくべきものと認識しております。

達田委員

この男女共同参画基本計画という、男性も女性も本当に幸せな暮らし方、社会の暮らし方というのはその大元になると思うんですね。ですから、あらゆる分野を、本当に働きやすい職場、それから能力を生かしやすい社会、そういうことで作り上げていくというのが大事なんですけども、一体それはどこでどういうふうにしてやっていくのか、誰かがやってくれるだろうでは分かりませんので、どこが責任持ってやるんだということもきちんと書き込んでいただけたらと思いますので、その点またお考えいただけたらと思います。

それから、この中で人権の問題が入っております。多様な人権尊重ということで、障がい者であるとか外国人であるとか、また、女性であるとかいろいろなことで困難な状況に置かれている人々が、障がいがあったとしても人間として尊重される、そういう社会ということで言われているんですが、この中の記述はちょっとどこにあるか見つからなかったんですけども、最近、社会的なつながりが弱い人への支援をどうしていくのかということが、今、大きな問題となっております。社会的なつながりが弱い人というのは、いわゆる今までひきこもりという言葉でも言われてきましたけれども、子供たちだけではなく青年であるとか中高年であるとか、また、高齢になりましてそういうふうな状態の方が増えてき

たということで、やっぱり社会的に何とかしていかなければいけないのではないかとということが言われているんですけども、特にこういう点では、どこに書かれているのか、ちょっと、どこを見たらいいのか分からないんですけども、教えていただけますか。

藤井男女参画・人権課長

今、ひきこもりについての記載がどこにあるかということですが、申し訳ないのですが、ちょっとそこまでの記載はできていないと思います。

達田委員

ここにも書かれていますけれど、高齢化社会になってきました。それから地方も過疎化してきました。こういう中で、住民の皆さんが今までは協働の力で地域を支えてきたと。けどもそれもだんだんと希薄になって、助け合いというのがなかなかできないような状況になってきていると。そういう中で、ひきこもりとかニートだった人がどんどん高齢化していつている。特に男性の高齢者が孤立化しているとか、非常に困難な状況が増加していきますよということが、専門家によって指摘をされているわけなんですね。ですから、自治体によっては生活に困っている方、自立支援事業とかそういう取組、それから地域福祉コーディネーターの連携で対応しようという、そういう所も出てきましたけれども、抜本的な対策が必要ではないかと言われているんですね。今現在、徳島県内で、いわゆる青年から高齢期まで、そういう社会的なつながりが弱い方というのは把握できているでしょうか。状況をお尋ねいたします。

戸川健康増進課長

ただいま、ひきこもりの状況の把握についての御質問を頂いております。ひきこもりというのは、家庭内の問題として表面化しにくい上、本人家族等のプライバシーに係る非常にデリケートな問題のために、なかなか積極的な実態調査を実施することは難しいという状況にあります。こういった中、平成28年9月に内閣府が調査いたしました、若者の生活に関する調査の推計値でいきますと、全国で54.1万人と言われております。この推計を徳島県に当てはめてみますと約3,000人ということになっております。

達田委員

今、申し上げましたように、例えば、地域福祉コーディネーターといった取組を高知市なんかは始めたということなんですけれども、今そういう方に対して徳島県内では何かこういうふうな対策をやっていますよというような例があるでしょうか。

戸川健康増進課長

徳島県でのひきこもり対策についての質問を頂いております。徳島県におきましては、ひきこもり対策の中心的役割を担う機関といたしまして、徳島県の精神保健福祉センター、こちらにおきまして、ひきこもり地域支援センター「きのぼり」という場所を開設して取り組んでいるところです。そこでの具体的な事業といたしましては、相談業務、それからひきこもり対策の連絡協議会、いろんな関係機関の情報交換、そういう所との連携を取り、

話合いとかを実施しているところでございます。

達田委員

徳島県内で、多くはないけれどもそういう所も現れてきましたよということだと思っておりますけど、やっぱり、都市化されている所、あるいは過疎化、関係なくそういう方が増えてきていると。特に男性が多いというようなことを聞きますので、なぜ男性が多いのかという中で、やっぱり男性はあまりにも小さい時から男だから男だからと言われて育てているからそういうことが多くなるのかなと考えてしまうんですけれども、その要因ですね。何かつかんでいるのでしょうか。ひきこもりが増えているという要因。

戸川健康増進課長

ひきこもりに男性が多くなってきているというところの質問を頂いております。その要因につきましては、なかなか実態というのは、把握しきれていないところですが、この相談センターに来ている方々の話だとか、その相談件数の割合、当事者の男性の割合が高いというのはこれは事実でありまして、相談件数におけます男性の占める割合と女性の占める割合のパーセンテージでいきますと、男性が多くなってきているというところで、男性のひきこもりの数が多くなってきていることは把握しています。けれども、なぜ男性が多いのかというところにつきましては、それぞれ家庭の状況だとかいうこともありますので、全体的な状況というのはまだちょっと把握しきれていない状況でございます。

達田委員

やっぱり要因というか原因を探らないと対策もなかなかできないと思うんですけれども、やっぱり小さい時から男性はこうあるべき、女性はこうあるべきというふうな意識を持って育てていきますと、なかなか男性で重圧感に負けてしまうというようなことがあるのではないかと、私もこれ推測ですけれども思ってしまうわけなんです。

それと、家事なんかもほとんど教えないままに大きくなってしまいうということで、御飯が炊けない、おかずも作れないというような男性が育っていくわけで、ひきこもらざるを得なくなっていくのではないかと思います。やっぱり小さい時からそういう生きる力というのを付けていくというのが、本当に大事ではないかと思っておりますので、いろんな分野、教育分野も一緒になって解決に向けていただきたいと思うんですが、今、学術会議の提言によりますと、包括的な相談支援体制というのを作っていくことが大事なんですよということ、その中でやっぱり専門家、コミュニティソーシャルワーカーを配置していくというのを全国の自治体にやっていくべきだと言われていたんですけれども、そういう専門家というのは、配置の状況はどうなんでしょうか。

戸川健康増進課長

今、ひきこもり対策の専門家についての質問を頂いております。やはり、このひきこもりの支援ということに関しましては、各段階に応じたそれぞれの支援が必要であるということを感じております。そういうことから、関係機関とか団体等の取組、これを有効かつ効果的につないでいくということも含めまして、県におきましては、平成27年度からひき

こもりサポーターの養成を行っているところでございます。現在、このサポーターの登録者数は、累計99名ということになっております。

達田委員

やっぱり専門家の方を育てていくと言いますか、配置をしていく。そしてちゃんと相談体制が取れるということですね。それと、高齢者のお宅ですと、やはり介護の仕事なんかで入っていく専門家の方もいらっしゃると思うんですけども、そういう中でも相談が気楽に受けられるようなことをしていく必要があるのではないかと思います。それで、いろんな対策を全て縦割りでやっていますので、予算化も縦割りでしているというので、その相談は別の所でとなりますと、なかなかひきこもっている方の実態というのもつかめないような状況になると思います。ですから、予算も柔軟に再編成して、そして、相談体制というのが、広く横のつながりでも取れるように是非していただきたいと思います。これから、やっぱり重要になってくる問題だと思いますので、今後また取り上げさせていただきませんが、最後に県の取組の方針をもう一回お聞きして終わります。

戸川健康増進課長

今後のひきこもり対策の取組についてということでございます。やはり委員がおっしゃるとおり、こういった状況は、地域に根ざした問題となっておりますので、それぞれの家庭、家族に直接密着している市町村等とか、地域の団体等との密接なつながりや連携をもって対策に当たるということが非常に大切かと思っております。そういったことから、この相談支援センターでの連絡対策会議、こちらのほうでも連携を取ってやっているところでございますし、こういったひきこもり支援センター、相談窓口があるということの周知、これにつきまして、保健所だとか各市町村役場の窓口、それから徳島県社会福祉協議会、そういった関係機関に周知をして、いろいろリーフレット等を置きまして、今後も幅広く相談窓口があるというふうなことで、県といたしましても取り組んでいきたいと考えております。

南委員

私も、男女共同参画基本計画について質問させていただきます。今日頂いた資料の10ページで、先ほど達田委員も質問した、男性の家事・育児・介護等への参画促進といった形の中でなんですが、この参画という言葉が一人歩きすると、何か子供の子育てに対して相談というか、いろいろ話し合っただけを決めていたら、実際の子育ては奥さんに任せられておいても大丈夫みたいなイメージがするんですね。特に企業に対して働き掛けるという中で、男性が育児に参画できる働き方みたいな感じで書いてあるんですが、参画というのを企業に押し付けるとどうしてもそう取られてしまうのではないのかなど。私はそれ以上に女性が社会進出するために、どうしても男性はある程度負担して、女性が使える時間を増やしてあげないことには参画していけないのだろうなど。そういう中で積極的に家事の分担とか、そういう具体的な表記が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、南委員からこの素案の10ページに記載の男性の家事・育児・介護等への参画促進についての記載の部分で、参画という言葉だけでは、その家事・育児・介護等に実際に携わる表現ということではないので不十分ではないかという御意見がございました。

まず、この参画という言葉が、先ほど南委員から御指摘のあったとおりなのですが、意味を調べますと計画に加わることというふうな意味になってございまして、実際に行動することまでを意味しているのか、ちょっとイメージが湧きにくいというか明確ではないという部分は確かにございます。ただ、この計画の素案の策定に当たって基本となります、男女共同参画社会基本法という国の法律があるんですけれども、ここで家庭生活における活動とか、それからほかの活動との両立というふうな内容を規定した第6条があるんですけれども、ここの表現を見ますと、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の教育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動が行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない」という法律の基本がございまして、そういったことをベースにしまして、この計画素案における参画という言葉については、実際に行動する意味も含んでいるものとして我々としては記載しているところではございます。

ただ、委員のおっしゃるとおりに男性の家事・育児・介護等への参画促進の部分に関しましては、推進方策の記載が、この部分につきましては、互いの意思が尊重されるべきというふうな前提の上で推進していくべきと考えておりまして、ここに掲げております具体的な推進方策といたしましては、直接的な行動に関する記載というよりは、間接的な普及啓発に関する記載となっておりますことから、御指摘のとおり、見る人によっては十分に思いが伝わらないというふうなところもあろうかと思っております。

こういった委員からの意見も踏まえまして、今後この素案をパブリックコメントとか、また、その後の男女共同参画会議等の審議もあるわけですが、そういった御意見も踏まえまして、県民の皆様が見たときにしっかりとイメージができるようなものにしてまいりたいと考えております。

南委員

国の計画の参考になる部分を、やっぱりある程度かみ砕いて県は実行していかないと、その下の、先ほど達田委員が言った市町村とか、それを展開する企業とか、自分の都合のいいように読み取ろうとする人も中にはいないとは限りませんから、そこは語弊がないようにしっかりと書き込んでいただきたいと思います。

元木委員

男女共同参画の議論がありましたので、私からも少し総務委員会でも質問をさせていただきましたが、それに関連して、特に医療分野についてお伺いをさせていただきたいと思います。

男女共同参画基本計画素案においては、性別に配慮した医療提供体制の整備を促進すると言っておられますが、これを実現するための主たる担い手とも言えます女性医師の就労支援についての言及はなされていません。女性医師の就労を支援するためには、若手医師

に世間並みの給料を払うことで、女性医師が当直などのアルバイトなどをせずとも生活ができて、育児との両立もできるといった環境づくりが大切なのではないかなと感じています。例えば大学病院の経営の視点から考えますと、産休取得率の高い女性より男性のほうが安上がりであるという御意見も一方でございます。このため、女性が出産・子育ての時期に一時的に仕事を離れることが多いわけでもございまして、本県は都市部と比べていわゆるM字カーブが緩やかではございますが、大学病院等の医局を辞めていく女性が多いということも言われているところでございます。こういった背景の中、県内において女性医師の大学病院等からの離職の現在の状況についてお伺いをさせていただきます。

頭師医療政策課長

ただいま、元木委員より大学病院等の女性医師の離職の状況という御質問がございましたが、申し訳ございません。私のほうでお答えできる資料を持ち合わせておりません。

元木委員

それでは県立病院における女性医師の比率、そしてまた女性医師の方々の離職の状況について、もし数字がございましたら教えていただけたらと思います。

岡本病院局経営改革課長

ただいま、県立病院におけます女性医師の数等について御質問を頂いております。具体的なものにつきましては、現在手元に資料がない状況でございます。

元木委員

また後で教えていただけたらと思います。男女共同参画を担う主たる担い手という意味で、女性医師の就労支援というのは大きなテーマではないかなと感じているところでございます。これから高齢者の数が増え、医療に対するニーズも増える中で、こういった角度からの男女共同参画にしても、しっかりと取り組んでいただきたいなということをお願い申し上げる次第でございます。

あと、地元で地域の方と話しておりますと難病患者への支援というののもかなりニーズが高まっているのではないかということも感じております。とくしま“福祉のきずな”サポートプランによりますと、本県における難病患者数は平成18年度4,474人から平成28年度の6,785人まで増加をしております。平成29年度については、制度の変更によりまして6,263人まで減少しているということでございますけれども、こういった制度変更があったのか、そしてまた難病患者への支援について県として取り組んでいることがあれば教えていただけたらと思います。

戸川健康増進課長

ただいま、委員から難病患者の支援について質問を頂いております。徳島県の難病対策については、指定難病が56疾病から今331疾病と段階的に拡大するとともに、患者負担が3割から2割に引き下げられるという制度の達成度との均衡を考慮した見直しが行なわれているところでございます。そういった中で、徳島県といたしましては、専門性を有し、認定

審査に必要な診断書を作成する医師を難病指定医として、患者が受診する医療機関については難病指定医療機関として指定しているところがございます。

また、平成30年度からは徳島大学病院を難病診療連携拠点、国立病院機構徳島病院を難病診療分野別拠点病院、その他12医療機関を難病医療協力病院と新たな難病医療提供体制を構築しているところがございます。具体的には、より早期に正しい診断をする機能として徳島大学病院を難病診療連携拠点病院としているところございまして、その他専門医療の診断と治療を提供する機能として初診から診断に至るまでの期間の短縮だとか、患者等の意向を踏まえた身近な医療機関での診療の継続支援というところを徳島大学病院が拠点病院として担っているところがございます。

それから、難病相談支援センターという所で、地域で生活する患者等の日常生活における相談支援地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、健康増進課内に難病相談支援センターを設置いたしまして、それぞれの各病院だとか相談団体等とのネットワークづくりを行っているところがございます。

元木委員

難病対策について、様々な啓発も含めた取組を進めていただいているということがございます。今、医療の進歩によりまして難病そのものについての県民の方々の理解も深まっている一方で、難病の数自体もどんどん増えているようございまして、難病患者というのは、これからも比率としては増加傾向になっていくのではないかなと推測はされております。そういう中で県立病院としても、難病対策についてこれからより積極的に取り組んでいくべきではないかなと感じておりますけれども、県立病院の取組、今後の方向性とかありましたら教えてください。

岡本経営改革課長

元木委員から県立病院における難病への取組ということで御質問を頂いております。当然、県立病院と言いますのは高度急性期、緊急の患者さんにつきまして、高度な医療を提供するという使命を背負っております。そういうことから、当然難病患者さんにつきましても様々な治療を行っているところございまして、それ以外にも難病患者さんの御家族に対しますレスパイトですね。レスパイト入院ということで三好病院でありますとか、海部病院では、そういうふうな患者さんを一時的に入院させるような取組を進めているところがございます。

元木委員

一時的な入院も進めていただいているということございまして、今の医療のニーズにしっかり対応して民間との連携の下、効果的な難病患者の支援を行っていただきたいと願う次第でございます。

一方、医療費の問題についても国中心にいかにして高騰する医療費を抑制していくかということが議論されているようございましてけれども、県として取り得る、もし取ることができる方法があるのであれば、やはり患者の窓口負担を高く設定するというのが一つの考え方のようございまして。この長所については、無駄な治療を減らして医療費を抑制で

きるという点でございますけれども、短所については、必要な治療を受けずに放置することによって症状が悪化していく方が増えていくのではないかと懸念でございます。窓口負担を変えた場合に病院に行く回数の変化やそしてまた患者の健康にどういった影響を与えるのかといった点を分析・研究していくことは大切なことなのではないかなと感じておるわけでございます。特に高齢者につきまして、2014年に国が70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に増やしましたがけれども、2014年以前に70歳を境に窓口負担が3割から1割に減ることによりまして、病院に行く方々の回数が増えるものと推測をされていたところでございますけれども、本件につきまして、県立病院は実態としてどういった状況にあるのかお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

岡本経営改革課長

ただいま、元木委員から患者さんの窓口負担を増やした場合の影響等について御質問を頂いております。県立病院につきましては、先ほど申し上げましたように、地域のかかりつけ医との役割分担の中で、高度急性期の医療を提供するところを担っております。窓口負担を増やすというところでございますが、かかりつけ医のほうで一旦診ていただいて紹介状等を持って県立病院に来ていただくということになりますので、県立病院でお受けする患者さんというのは、非常に高度専門的な医療が必要になるということでございまして、そういう方につきましては当然、医療提供していくということになると思われま

岡国保・自立支援課長

少し補足で一般的な話をさせていただければと思っております。委員より医療費の一部負担割合について御質問があったところでございます。医療費の自己負担の割合につきましては、基本的には法令で定められているところでございます。ですので、一義的には国のほうで、委員から御指摘があったとおり、自己負担が上がると受診を控えるというのあれば、逆に自己負担を下げれば下げるほどやはり過剰な医療を受けてしまうというような実態もあるところでございますので、そのあたりは、そのバランスというものを踏まえて、まずは一義的には国のほうで制度設計をしているものと考えております。

元木委員

以前、県議会でもコンビニ受診といったような議論もございました。今もなお、過剰ではないかなと思えるほど病院に早くから患者さんがたくさんおいでになられて、患者さんは患者さんで一生懸命治そうと思って来られておるのでしょうけれども、やはり本当に必要な人に必要な医療をとるところの部分をもっと突き詰めて検討していただいて、患者の健康を向上させるということが、やはり第一義の目的であろうと思っておりますので、そういった視点からしっかりと県立病院を中心に、検討・分析していただいて、より良い医療提供体制を構築していただきたいということを御期待申し上げる次第でございます。

それと、介護予防について少し質問させていただきたいと思っております。まずお伺いしたいのが、徳島県内でお亡くなりになられる方の死亡原因というのは、大まかに言うとどういった疾患の方が多いという分析をされておられるのでしょうか。

戸川健康増進課長

県内での死亡原因の状況でございますけれども、まずがんが1位でございます、2番が心臓疾患、それから3番目が肺炎、それから4番目が脳疾患、それから5番目が老衰といった順になっています。

元木委員

県内の死因でやはり多いのはがん、そして肺炎、脳血管の疾患、心臓疾患等ということでございまして、やはりいかにしてこの病気と闘っていくのかというのが一つの大きなテーマではないかなと思う次第です。昨日も民間の方の温熱治療の講習を受けておりますと、本当に血管をいかにしてよみがえらせるか。認知症に関係する細い毛細血管ですね。この血管をいかに若い状態で保っていくのかといったことについて、すごく多くの方々が勉強に来られて、本当に県民の方々がこういったことに関心を持たれているんだなということを実感したところでございます。

今、介護の人手不足とか医療費の高騰とかいろんな事が言われておりますけど、やはり一番大切なのは個人個人の方々にそういった病気にならない、その前段階でいかに個人の努力で対策していくかということを知り啓発していくことではないのかなと思った次第でございまして。防災と同じで、行政の役割というのは、案外1割とかその程度なのかもしれませんが、その中でもやはり行政が効果的なそういった要望に向けた取組を進めることで、県民の意識も少しずつ変わっていくのではないかなと感じたわけでございます。こういった予防施策についての基本的な現在の取組と方向性についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

戸川健康増進課長

委員から病気にならない予防の取組というところでございます。やはり健康が大事でございまして、徳島県といたしましても健康寿命を伸ばすという方針で取り組んでいるところでございます。いかに健康であり続けるかということにつきましては、やはり運動を継続的にやっていただくとか、いかにバランス良く食べ物を食べるとか、そういった生活習慣をちゃんと自分の体と相談しながら、コントロールしながら続けていくということが大切だと思っておりますので、そういった取組が続けられるように、徳島県といたしましても、運動それから食物の摂取の在り方だとか、そういうところにつきまして取り組んでいます。

元木委員

今、医療の分野でもかなり先端の医療機器がどんどん導入されて、県立病院等でも様々な医療機械が効果を発揮しているということも承知しております。一方において先ほど申し上げたような熱や電気を使って、病気になる前段階で防いでいくための機器というものもどんどん売り出されているわけでございますけれども、なかなか高額で誰もが使える状態ではないというのが実態ではないかなというふうにも感じたところでございます。そういった食事、運動。そして、健康をサポートするための器具等に対する支援というものも少し考えていただいて、県民の方々が少しでも病気と闘うことができるような体制づくりに取

り組んでいただきたいということも併せてお願いを申し上げる次第でございます。

最後にちょっと角度が変わるのですが、今、子供のネットでのいじめやトラブルというのが増加傾向にあるということで、大人も正しい知識を持たなければならないのではないかなと思っております。先般、県外でも中学1年生のネットユーザーの方が、ネットいじめに遭って追い詰められて亡くなってしまったケースもあったということでございます。こういったことが少しでもなくなっていくように、ネット上のトラブルでも人間の尊厳を奪いかねないような事件ですとか、虚偽の情報をネットで流される、名誉を侵害されるとか、こういったことをよく知っていく取組も大切ではないかなと思いますが、ネット上でのトラブルについて、現在、県警察としてこういった取組を行っているのか、お伺いをさせていただきます。

樫山生活安全部長

SNS等によるいじめなど人権侵害被害については、全国的に見ても自殺に至る重大な事案が散見されており、少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき問題であり、学校関係者などと緊密な連携を図り、的確に対応しなければならないと認識しているところでございます。

県警に寄せられているいじめ相談の内容でございますけれども、平成25年中は総数が74件中SNSによるものが19件。平成26年が総数が69件でSNSによるものが15件。平成27年は総数が55件でSNSによるものが7件。平成28年が総数が38件でSNSによるものが7件。平成29年は総数が28件でSNSによるものが3件。本年は11月末現在で総数が39件でSNSによるものが6件というところで推移しております。なお、本年は11月末現在でのSNSによるいじめ相談にありましては、いずれもSNSのグループトーク上で陰口を言われたなどというものになります。

元木委員

是非このSNS等でのトラブルについて、少しでもこういった件数が減っていくようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。今、スマートフォンの保有率が高まっておりまして、利用時間も長くなっていると聞きます。日頃、子供達がよく遊んでおりますゲーム機や端末プレーヤー、タブレットでもインターネットに接続することができるため、スマートフォンと同様のリスクがあると言われます。SNSで知らない人と出会って犯罪に巻き込まれるなど、ネットの世界は便利な反面、たくさんの危険であふれているとも言われます。警察においても、未成年をネットトラブルの被害から守るために2013年10月からサイバー補導を実施して、出会い系サイト、そしてまたSNSに一般人のふりをして警察官が入り込んで援助交際を希望する子供と実際に会って補導しているということも行っているようでございますけれども、このサイバー補導ということについての取組状況をお聞かせください。

樫山生活安全部長

サイバー補導につきましてはインターネットに起因する性犯罪などのいわゆる福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図ることを目的といたしまして、当県では平成25年10月

21日から児童が援助交際を求めるなど、SNSなどに不適切な書き込みをしたものをサイバーパトロールで発見し、当該書き込みを行った児童と捜査員とが接触して直接注意指導してきているものがございます。

サイバー補導の状況でございますけれども、サイバー補導された児童の数は平成25年が1名、それから平成26年が3名、平成27年が1名、平成28年が2名、平成29年が5名、本年11月末が4名で推移しておりまして、この中にはSNSなどを利用して性犯罪等被害に遭った児童も含まれております。また、利用ツールにつきましては、実施当初は出会い系サイトを通じたケースがありましたけれども、平成28年以降はSNS等が主流となっているところでございます。

またサイバー補導を端緒といたしまして、県青少年育成条例違反や児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙したものにつきましては、平成26年が1件1名、平成27年が3件3名、平成28年が1件1名、平成29年が17件11名、平成30年11月末現在で4件4名と推移しているところでございます。

川端委員

それでは私のほうからテクノスクールに関する質問をしたいと思っております。

今年度、当委員会において徳島県と香川県の県境にある職業訓練施設の視察をいたしました。合宿で、しかも人里離れた所という環境での職業訓練で非常に有意義な取組だなと思えました。そこで、徳島県の取組について少しお伺いしたいと思います。

よく3Kと言って、危険、汚い、給料が安いですかね。そういった皆さんが嫌うようなお仕事、こういうふうな中に技術を獲得するのにも時間が掛かって、そして大変な労働を強いられるということで、例えば大工さんのような建築に携わる方、こういった方の養成は今後とも大変重要だと思いますし、そのなり手不足を掘り起こすというのは、なかなか大変な作業なのかな、今の若い方には敬遠されるのかなということで心配をしておるところでございます。この香川県の取組は、そういった職業訓練をする、そして一人前に養成していくというのが目的でありまして、先ほども言いましたけれども、集団生活をしながら、少しこう辺りな所で、いろんな雑音の少ないようなその中で養成しているような感じでした。

そこで、本県ではこういった大工、左官のような分野の養成をどのようにしているのか。昔から大工の世界では、親方が弟子を若くから教育をして一人前にしていくわけですけど、今はそういった大工の棟梁りょうというようなものではなくて、建設会社の社員という格好になっていると思っておりますけれども、徳島県もこういった昔ながらの家屋を補修したりするような方の育成については、どのように取り組んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

住友商工労働観光部次長兼産業人材育成センター所長

ただいま、川端委員からテクノスクール等における左官ですとか建築大工等の養成について、どういうふうに取り組んでいるのかという御質問でございます。現在、建築大工につきましては、西部のテクノスクールで建築大工の1年間コースを設置をしております。入校していただいて1年間通っていただいて訓練をするんですが、講習に加えまして、実

技もそこでやって最後は建築物を造るところまでやっていただいている状況でございます。

また、そのように入校される方だけではなくて、実際に在職されている方々につきましても、その建築大工のレベルを上げるということで仕事をしながら、在職者訓練という形でレベルの向上を図っているというところでございます。

また、左官につきましては、テクノスクールにはコースがございませんので、民間の左官協会に委託をいたしまして、そこで実際に訓練をする方を受け入れていただいて、3か月、4か月という期間でございますけれども、実際の実技を訓練していただいて、仕事場のほうに行っていただくというふうにつながっているところでございます。

川端委員

こういった人材は今後非常に必要なんですけど、実際にはどうなんでしょうか。やりたいという若い方がたくさんいらっしゃるんですか。それとも募集してもなかなか定員にいかないの、少数の育成になってしまっているのか。どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

住友商工労働観光部次長兼産業人材育成センター所長

ただいま、川端委員から御質問がございました、若者の希望の状況でございますけれども、確かに委員がおっしゃいますように、現在、人手不足の中で人材供給を要望する企業が相当ございます。やはり、若い方の傾向としましては、サービス業でございますとか、それからすぐに御自分が関わられるようなITの関係ですとか、そういうものに流れていく傾向がございます。やはり、さっきおっしゃっていただいた3K、以前に比べたら3Kではなくなってきてはいるんですけれども、そういった体を使うということに対しての若い方々の認識というのは、少し遠のいているところがございます。いわゆる技能に対しての興味というのが、以前に比べたらやっぱり低下しているところから、志す方が減っているというのが現状であると考えております。

川端委員

是非、こういうふうな分野でも何か魅力を付けて、若い方がそれならやってみようかというふうな環境を1回見直す必要もあるのではないかと思います。その反面、昔はなかったような機器が、例えば、くぎを打つのに昔は1本ずつしてましたけど、今はレバーを押したらたくさん打てるようなそんな機械もあるようですね。今の若い方にもやってもらえるような、近代的な道具等もあります。だけど、やはりこれは放っておいたのではこの分野に入ってきてくれる方は少ないのではないかと思います。是非、若い方に魅力を感じてもらえるような、こういった大工等の建設業に携わる方々の人材の育成・確保をしていただきたいと思いますが、県としては、こんなふうにやっていきたいという今後の方針がありましたら教えていただきたいと思います。

住友商工労働観光部次長兼産業人材育成センター所長

今、川端委員から御質問がございましたけれども、今後、テクノスクールについて若者

に興味を持っていただけるように、こういった取組を進めていくのかというところですが、現在、テクノスクールにおきましても、機具につきましてもは省力化ですとか、危険度の少ないようなものをできるだけ導入するような形も進めております。それからテクノスクールで実際行っております授業につきましても、時代の流れの中で新しい技術をできるだけ取り入れて、若い方々が興味を持っていただけるよう、イノベーションを図っているところでございます。

今後におきましても、社会の流れを見ながら、こういったものが社会に受け入れられるのかというところを意識しながら授業は作ってまいりたいと考えております。

川端委員

よく分かりました。そういった取組が、若い方に伝わっているのかと、行ってみたいなと思える選択肢の一つに入るかどうか大きい問題でしてね。これは中学・高校あたりの学生さんに届くような情報発信、そしてその内容がきちんとしているというふうなことで、家族の方からもこれやったらどうかと言ってもらえるような分かりやすい情報発信、これも必要かと思いますが、何か検討課題としてありますでしょうか。

住友商工労働観光部次長兼産業人材育成センター所長

川端委員から御質問の、若い、特に中・高校生に技能に対しての興味を持っていただくための情報発信をどういうふうに進めていくのかという御質問でございまして。現在、当然県が主体になっておりますけれども、県内の技能士会でございますとか、職能協会等々の団体とも連携をいたしまして、中学・高校等の授業に技能士の方に行っていただき、実際に匠の技を見ていただくということも進めてございます。また、もう少し小さくなりますけれども小学生につきましても、実際のフェアですとか子供さんが集まれるようなその中で技能というものを、例えば畳作りでございますとか、印鑑作りでございますとか、実際に体験をしていただいて、物を作ることへの興味を喚起するというような取組を進めているところでございます。今後とも関係団体と協力しまして、更に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

川端委員

義務教育や高等教育の中では、どうしてもけがをさせたいけないというような安全に対する配慮がありますので、なかなか危険な物を持たせたり、操作させたりというのはできないかと思いますが、そのあたりは安全にも十分配慮をした格好でしっかりやっていただきたいと、そして将来建設業を担うような技術者の育成にしっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

原井委員長

私の地元、吉野川市の方々から聞いた話、また要望で、大きく分けて二つ質問させていただきたいと思うんですが。まず一つが、吉野川市の地元で子育て支援をしている団体がBPプログラムというプログラムを熱心に行っておりまして、こちらのプログラムについてですが、私も詳しく話を聞いて初めて知ったんですけども、子供を産んだばかりのお母

さんと赤ちゃんが受けるプログラムでございまして、2時間程度のプログラムを計4回受けると。その中で、子育ての知識の習得であったり、育児不安の軽減、多くの同年代のお母さん方で受けるので仲間づくり、それらを目的として、このプログラムを行っています。これを行うにはファシリテーター、講師としての研修を受けて、その後、地元でいろんなお母さん方に声を掛けたり、またチラシを作ったり、各種機関、方面にPRをしながら参加者を募って熱心に行っているということでございまして、先だって代表質問で高井議員が、このBPプログラムの話をしていたと思うんですが、高井議員は実際にこのプログラムに参加をして、この内容であるとか、また受講されているお母さん方と話をして大変良いプログラムであるということで、感想を持ったそうございまして、私もちょっとプログラムに参加を試みようかと思ったんですが、どうしても女性だけのプログラムでございまして、女性が赤ちゃんとともに、リラックスしたムードで受けるので、中には授乳をしながらプログラムを受けるということで男性は禁制ということで、私は参加できなかったわけなんですけども、非常に良い内容であるというふうに聞いておりまして、参加者のお母さん方が時には涙したり、そういった場面も多く見られるわけでございます。

元々このプログラムは徳島県のほうで大変推奨していたと聞いておりまして、そのファシリテーターとしての養成を受けるには県から補助が出たり、また県としては、これらのプログラムを県下一円で行っていきたいという構想もあったそうですが、今は県下で私が把握している限りでは主に3団体が熱心に行っていて、県西部、県中央部、県南部でいろいろ広域にわたって行っているということで、それに当たっては県から運営の委託金などを払って、何とかその中でやり繰りをして行っているということを知っておりますけれども、近年では予算がちょっと下げられて、非常に運営については苦慮しているところがあるそうございまして、そういう話をいろいろ地元の方々から聞かせていただきました。

現状、このBPプログラムは県としてどのように位置付けているのかという点と、なんとかこれ以上予算を下げないように担当の部局のほうでも努めていただきたいという要望がありまして、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、原井委員長からBPプログラムの県の認識と今後の進め方ということで御質問を頂いております。まず、この事業につきまして、元々背景といたしまして、核家族化とかあるいは地域のつながりが希薄化しているというような状況の中で、兄弟もいないというような方もいらっしゃるって、親になって初めて赤ちゃんと接するというような方も珍しくないというような状況になってございます。また、インターネットなどによる情報はあふれているんですけれども、直接祖父母であるとか親など、そういう身近な方から子育てについて学ぶ機会というのが、少なくなっているというような状況もございまして、そういったことでこの事業としては先ほど委員長から御紹介いただきましたように、まずは、親子で参加して仲間づくりをするということ、それから、子育ての知識も得ていただく。そういったことを目的にして実施しているものでございます。実際に参加された方の声をお聞きしてみますと、受講前に比べて育児の悩みや不安が減りましたとか、あるいは子育てに前向きになることができましたとか、第二子ももう一人持ちたいと思っておりますなどという声が多く出ておりまして、大変好評を頂いているものと考えております。

県といたしましては、産後直後のお母さん方というのは、不安を持っていたりとか心理的ストレスもありまして、産後うつになって自殺に至るようなケースというのもございます。そういった中で産後うつの予防につながったり、あるいは早期発見で解消を図っていくというようなことにつながる大変重要な事業であると考えているところでございます。その予算が減らされているという状況なんですけど、実際、財政状況が厳しい中で、実施している団体の方々には、御迷惑をお掛けしているところもあるんですけども、我々としては、この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、大変効果のある事業であると思っておりますので、引き続きこの事業ができるように、今後とも努力してまいりたいと考えているところでございます。

原井委員長

是非、よろしく願い申し上げたいと思うんですが、今、中川課長のお話にもありましたように、妊産婦の方の死亡原因、自殺というのが、やっぱり一番割合が多いそうでございまして、そういったことについてもこういったプログラムは、効果を発揮するのではないかなと思っておる次第です。また、子育て応援クーポンなんかも今後考えられていると聞いておりますので、このBPプログラムを重要なツールの一つとして考えていただけたらなということを要望しておきたいと思えます。

それともう一点、ちょっと話が変わりまして、地元の方々から聞いた要望のお話をさせていただきたいと思うんですが、先般6月の付託委員会の時にお話をさせてもらったんですが、徳島病院の移転の話でございまして。私も地元で住み暮らす一人として、どうしても地元から病院がなくなってしまうということを黙って見ているわけにはいかず、地元の有志の方を中心に、徳島病院を守る会という会もできまして、そういった方々といろいろ意見交換をさせていただいている次第です。先般の委員会の中でも病院の中のスタッフさんの考え、思いであったり、また、筋ジストロフィーの患者さんの現状であったりという話をさせてもらったわけですが、その時答弁いただいた御回答の中で、県としても地域医療構想はございますので、ゆくゆくはベッド数をどうしても減らしていかなければならない。そういった方針があるので、なかなか立場も苦しいところもあるということで聞いていたんですが、その中でも国立病院の計画の進捗状況を今後とも把握していきながら、患者さんやスタッフさん、その関係機関等に対する対応状況について注視をしていきながら、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいという答弁を頂いたわけですが、その後、何か県として、例えば徳島病院に出向いたり、国立病院機構に出向いたりして、こういった地域の現状というものを話されたりしたことはありますか。報告していただけたらと思えます。

頭師医療政策課長

ただいま、原井委員長から徳島病院の移転に関する前回の委員会の答弁以降の状況についてということで御質問がありました。委員長のお話にもありましたように、徳島病院移転統合に関しましては、本年10月に住民の有志の方で作られる徳島病院を守る会が、病院の存続を求める署名を3万300名分、国立病院機構のほうに提出しております。また最近の動きとしまして、徳島病院を守る会が近隣の市や町、議会に対しまして、病院存続を求め

る意見書の採択要望をしている、そういったことも承知をしているところでございます。先ほど、原井委員長のお話にもありましたように、県といたしましては5月に国立病院機構に対しまして、患者の移送や移転後の患者の療養の継続などにつきまして、患者さん、家族をはじめスタッフや地域の関係者に対する丁寧な対応、特段の配慮を行うことを求める申入れを行ってきました。また、その後10月には再度国立病院機構の本部を訪ねまして、重ねて関係者や地元市に対する丁寧な対応を求めたところでございます。さらに、徳島病院で国立病院機構中国四国グループにも面会しまして、引き続き関係者への丁寧な対応を行うことを要請をしております。

今後、国立病院機構に対しましては、患者の安全安心の確保や診療の継続はもとより、計画について関係者が抱える不安とか疑念につきまして、丁寧な対応を行うことを重ねて求めてまいりたいというふうに考えております。

原井委員長

頭師課長の答弁にもありましたように近隣の自治体でも、徳島病院を守る会が請願を出されて意見書採択という形で徳島病院に存続してもらいたいということでの動きがある中で、以前は小さな声だったのが、今は大きな声となってきて、それが近隣に波及して、その大きな声を世論形成という形で、今、大きくなっている最中だというふうに思いますので、その点を十分に考慮していただいて、県の立ち位置としてはちょっといろいろ立場もあろうかと思えますけれども、国立病院に近いか住民に近いかというのは、やっぱり県としては住民に近い存在だと私は思っていますので、今後とも引き続き、そういった声に寄り添った和解の働き掛けを是非していただきたいということを要望して、終わらせていただきたいと思えます。

それでは、質疑がないということでございまして、以上で質疑を終わらせていただきます。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時00分)